

議案第16号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり
制定する。

令和7年2月25日提出

沼田市長 星野 稔



刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(沼田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沼田市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第3号及び第4号並びに第15条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沼田市消防団に関する条例の一部改正)

第2条 沼田市消防団に関する条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号及び第6条第2項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沼田市情報公開条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 沼田市情報公開条例（平成10年条例第1号）第27条
- (2) 沼田市行政不服審査会条例（平成28年条例第16号）第8条
- (3) 沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成28年条例第21号）第27条及び第28条
- (4) 沼田市個人情報保護審査会条例（令和4年条例第57号）第12条

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留

(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(沼田市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の沼田市職員の給与に関する条例第15条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。